

令和6年2月13日

保護者の皆様

豊川市教育委員会 教育長 高本 訓久
豊川市立桜町小学校長 浅岡 孝俊

大雨がもたらす「洪水・浸水害・土砂災害」の恐れがある場合の避難情報（警戒レベル）を踏まえた学校の対応について

みだしの件につきまして、本校の通学地域の全部または一部が避難対象地域（対象校区）となり、警戒レベル3以上が発令された場合について、お子様の兄弟姉妹が在籍する小中学校と連携をとりながら、下記のように対応します。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

桜町小学校は、洪水・浸水害の場合、音羽川（西古瀬川、白川、御津川も含む）と佐奈川系（帯川も含む）の避難情報に基づきます

1 警戒レベル3「高齢者等避難」

- (1) 登校前に発令されている場合
 - ① 原則、平常通り授業を行います。ただし、通学路の状況等により、臨時休業や授業の開始時刻を変更することがあります。
 - ② 保護者が、お子様の身の安全を守るという観点から登校を見合わせる判断をした場合は、学校にその旨を連絡してください。
- (2) 登校後に発令された場合
 - ① 気象状況の変化や教育委員会からの通知によっては、途中で授業を打ち切ることもあります。原則として通常通り授業を続けます。
- (3) 状況の悪化が見込まれると判断した学校に避難所が開設される場合
 - ① 直ちに授業を打ち切り、「校内待機」「引き渡し下校」「集団下校」などの避難行動に移行します。下校の方法について保護者の皆様に情報配信等いたします。

2 警戒レベル4「避難指示」以上

- (1) 登校前に発令されている場合
 - ① その日は臨時休業とします。なお、原則として、その翌日から授業を再開します。
 - ② 学校は、避難指示（緊急安全確保）の解除後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況に関する情報収集に努め、児童生徒を安全に登校させられると判断できるまでは登校させません。よって、翌日以降も休業とする場合があります。
- (2) 登校後に発令された場合
 - ① 直ちに授業を打ち切り、「集団下校」「引き渡し下校」「校内待機」などの避難行動に移行します。下校の方法について保護者の皆様に情報配信等いたします。

3 その他

- (1) 各特別警報が発表された場合も、「2 警戒レベル4以上」の対応と同じとなります。
- (2) 地方気象情報で大雨災害の可能性について予測された場合（例：早期注意情報で「警報の可能性が『高』以上」）には、前日までに教育委員会が臨時休業を判断することもあります。
- (3) 土砂災害については対象地域（対象校区）での対応となります。
- (4) 「引き渡し下校」となる場合には、周辺の交通状況への配慮が必要となります。自家用車の使用を制限させていただいたり、お住まいの地域や学年ごとに迎えの時間をずらしたりする措置をとらせていただくことがあります。
- (5) 「校内待機」とした場合は、避難指示（緊急安全確保）の解除後も、災害の状況等に関する情報収集に努め、児童生徒を安全に下校させられると判断できるまでは下校させません。

〈この件に関するお問い合わせ先〉 豊川市教育委員会 学校教育課
(0533) 88-8033
豊川市立桜町小学校
(0533) 86-4246